

第 1 8 号 議 案 品 川 区 立 児 童 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

1 背 景

大原児童センターは、品川区立大原児童発達支援センターの整備に伴い、大規模改修を行うところである（別紙1）。改修工事後は、インクルーシブな空間を創出し、幼少時から遊びを通じ交流する環境を整備することから、児童センターおよび児童発達支援センターで一体的な運営を行う。

2 改 正 の 目 的

一体的な運営を効率よく行うためには、児童センターと児童発達支援センターを同一事業者にて運営することが望ましい。児童発達支援センターは指定管理者による運営を行うため、児童センターも指定管理者による運営とし、一つの案件として指定管理者の選定を行うことから、品川区立児童センター条例内に指定管理者による運営等に関する条文を追加する。

3 新 旧 対 照 表

別紙2のとおり

4 施 行 日

公布の日

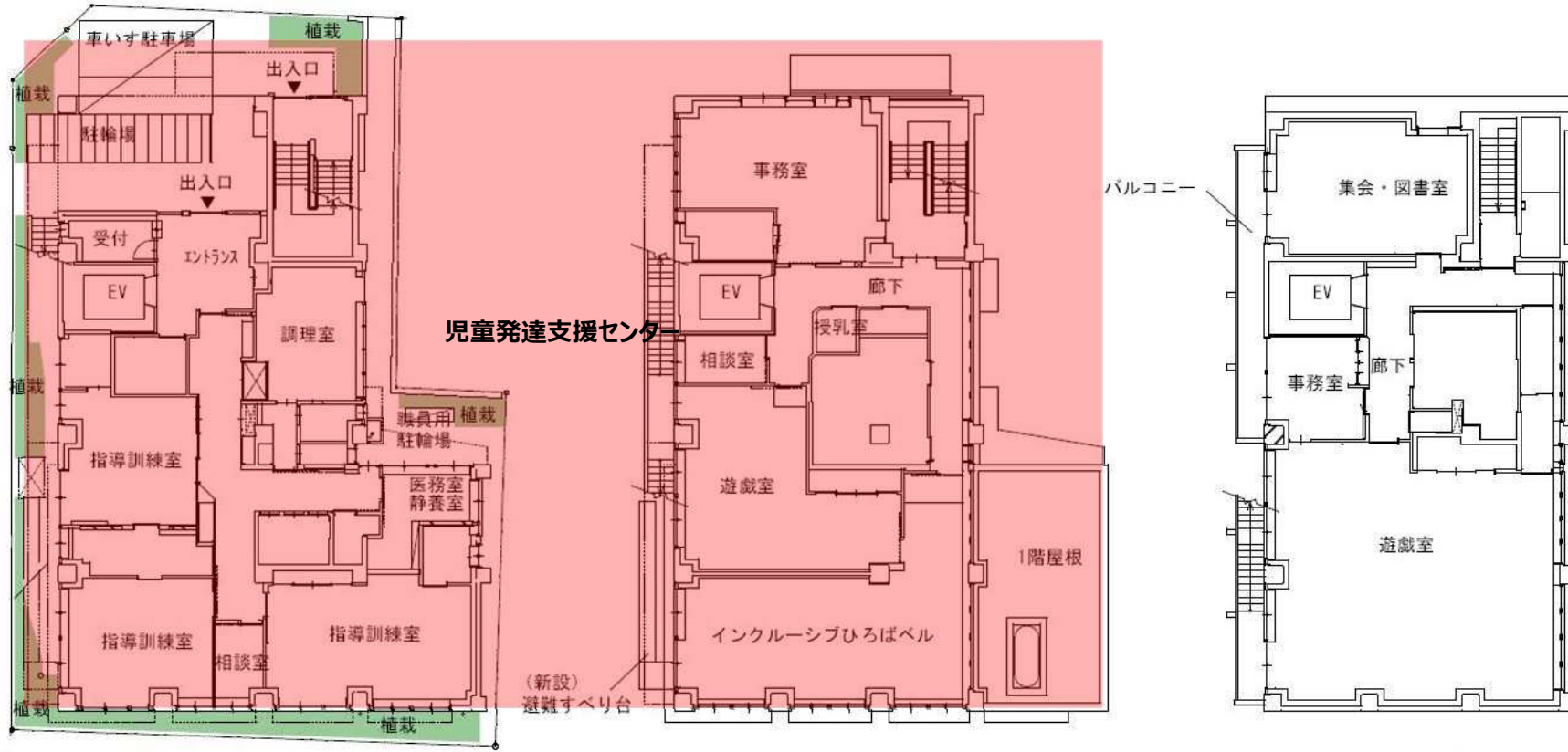
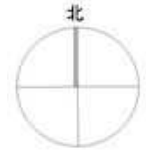
5 指 定 管 理 者 選 定 ス ケ ジ ュ ー ル

令和6年4月以降	指定管理者の公募
〃 年7月	工事契約議案の提出
〃 年9月	工事着工
〃 年10月以降	指定管理者の指定議案の提出
令和7年5月末	工事竣工
〃 年9月1日	開設

1階 児童発達支援センター (297.30 m²)

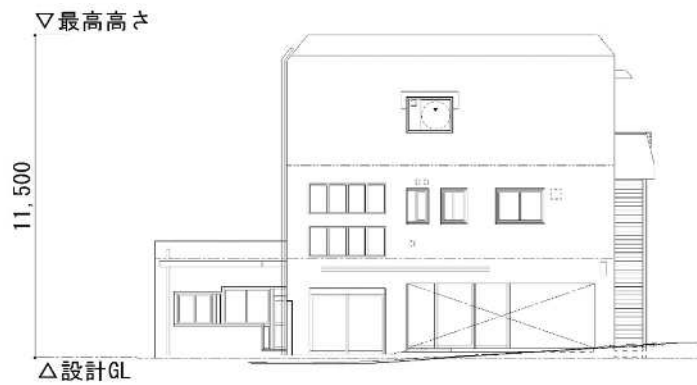
2階 児童発達支援センター (250.80 m²)

3階 児童センター (250.80 m²)



北側立面図

西側立面図



品川区立児童センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">昭和41年4月1日条例第9号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 品川区立児童センター（以下「センター」という。）は、区内における児童に健全な娯楽を与え、その健康を増進し、または情操をゆたかにして、その健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>(目的外使用)</p> <p>第7条 区長は、センターの運営に支障がないと認めたときは、第1条の目的以外に、センターを使用させることができる。</p> <p>2 前項の使用については、別に条例で定める。</p> <p><u>(センターの管理)</u></p> <p><u>第8条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の手續)</u></p> <p><u>第9条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して、区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、事業計画書の内容について、次に掲げる基準を総合的に審査し、センターの管理を行わせるに当たり、最も適していると認めた団体を候補者として選定するものとする。</u></p> <p><u>(1) センターの平等な使用およびサービスの向上を図るものであること。</u></p> <p><u>(2) センターの適切な維持および管理ならびに管理に係る経費の縮減を図るものであること。</u></p> <p><u>(3) センターの管理を安定して行う物的能力および人的能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために十分な能</u></p>	<p style="text-align: right;">昭和41年4月1日条例第9号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 品川区立児童センター（以下「センター」という。）は、区内における児童に健全な娯楽を与え、その健康を増進し、または情操をゆたかにして、その健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>(目的外使用)</p> <p>第7条 区長は、センターの運営に支障がないと認めたときは、第1条の目的以外に、センターを使用させることができる。</p> <p>2 前項の使用については、別に条例で定める。</p>

改正後	改正前
<p><u>力を有していること。</u></p> <p><u>3 区長は、前項の規定により選定した団体を、議会の議決を経た後、指定管理者として指定するものとする。</u> <u>(指定管理者の行う業務)</u></p> <p><u>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 第3条に規定する事業の運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) センターの維持および修繕に関すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた業務</u> <u>(指定管理者による個人情報の取扱い)</u></p> <p><u>第11条 指定管理者は、その業務に関し取得し、または保有する個人情報の適切な管理を図るため、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前条の業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。</u> <u>(委任)</u></p> <p><u>第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u> <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>